

京都市告示第96号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、社団法人京都保健衛生協会を京都市公金収納受託者とし、京都市深草墓園の納骨料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)